筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金に関するＱ＆Ａ

問１　補助金の対象となる研修や資格試験はどのようなものか。

（答）

補助金の対象となる研修や資格は以下のとおり。

【研修】

介護職員初任者研修
介護福祉士実務者研修
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員専門研修Ⅰ
介護支援専門員専門研修Ⅱ
介護支援専門員更新研修（前期）
介護支援専門員更新研修（後期）
介護支援専門員更新研修（未経験者向け）
介護支援専門員再研修
主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修
※主任介護支援専門員更新研修に係る法定外研修は対象外。

【資格試験】

介護福祉士国家試験
介護支援専門員実務研修受講試験

問２　どのような経費が補助金の対象になるか。

（答）

研修については、受講料及び教材費が対象となる。資格試験については、受講した講座の受講料、模擬試験の費用、受験手数料が対象となる。

問３　入学金、収入印紙、受験会場までの交通費は補助対象外か。

（答）

お見込みのとおり。

問４　いつ補助金を申請すればよいのか。

（答）

研修の場合は修了したこと、資格試験の場合は合格し登録を受けたことを要件としている。いったん経費を負担し、要件を満たしたうえで申請書類を提出してください。

問５　申請の期限はあるか。

（答）

「交付要件を満たした日」から１年以内が期限となる。

問６ 「交付要件を満たした日」は、具体的にどの時点か。

（答）

各種研修については、研修の修了証明書に記載されている修了年月日が「交付要件を満たした日」となる。また、介護福祉士又は介護支援専門員の資格取得については、介護福祉士登録証の登録年月日、介護支援専門員証の交付年月日が「交付要件を満たした日」となる。

問７ ハローワークの給付金など、他制度と併せて受給することは可能か。

（答）

国、都道府県及び市区町村その他の公的機関から同種の補助又は助成を受ける場合は、当該助成等の額を差し引いた額の補助となる。社会福祉法人福岡県社会福祉協議会が実施する貸付については、本市の補助制度と併せて受給することはできない。

問８ 申請には一定期間の勤務実績が必要か。

（答）

申請時に勤務していれば対象となるため一定期間の勤務は必要ない。

問９ 非正規や非常勤職員でも対象となるか。また、外国人も対象となるか。

（答）

お見込みのとおり。

問 10 研修を修了できなかった場合や資格試験に不合格となった場合は対象外か。

（答）

お見込みのとおり。

問 11 介護福祉士の資格取得時に本制度の補助金を受け、その後、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した場合、補助金申請は可能か？

（答）

お見込みのとおり。

問 12 介護福祉士国家試験のパート合格した場合の受験費用は、補助対象になりますか。

（答）

資格試験の場合は合格し登録を受けたことが要件であり、パート合格は補助対象とならない。

問 13 立替払い（従業者が一時的に負担した費用を後日精算し事業者が負担する）であっても補助対象になりますか。

（答）

お見込みのとおり。補助対象経費を従業者に代わって事業者が負担していることが分かる書類として、従業者への精算払いが確認できる書類が必要となります。

また、事業者が立替払いを行わずに、従業者が直接申請することも可能です。